

3. 災害時に自力避難が困難な方への支援

市は災害時に備え、自力で安全な場所に避難できない高齢者や障害者などを対象とした「避難行動要支援者台帳」を作成しています。民生委員・児童委員は市からの情報提供を受け、普段の見守りや災害時の避難支援・安否確認などを行っています。

■避難の支援を行うために

民生委員・児童委員は、自主防災会・自治会・市政協力員など地域のリーダーと協力して、災害時の避難に備える活動をしています。

普段からの「見守り」で変化に気付く

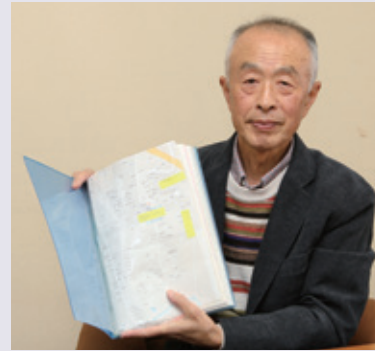
自主的に避難行動要支援者宅を1軒1軒訪問し、避難行動要支援者台帳の作成に協力した中部地区の民生委員・児童委員の2人に、活動の際に心掛けていることを伺いました。



中部地区 櫻井由子さん

▶具体的な行動をお願いする

「避難の支援をする」と聞いたときに、具体的にどうすれば良いのかが分からないと思います。そこで、地区の自治会長や班の皆さんに「普段から、自分の地区に目を配ってください」「何かおかしいことがあったら、すぐに民生委員・児童委員に連絡してください」という2点をお願いしています。



中部地区 西塚正己さん

▶地域の自主防災会と連携

担当地区は高齢者が多く、河川の氾濫による逃げ遅れの危険性があります。自主防災会長などと協力し、一人での避難が困難な高齢者宅を訪問。同居家族などを交え災害時の避難を具体的に話し合いました。「担当地区から犠牲になる人を出さないぞ」という強い決意で活動しています。

4. 話す、見守る。地域住民の一員として活動

地域住民の一員として、皆さんの身近な場所で訪問や見守りなどを行う民生委員・児童委員の活動の一部を紹介します。



【話す】支援が必要な高齢者宅などを定期的な訪問し、声掛けや安否確認をしています。



【見守る】通学路の危険な箇所、児童が安全に下校できるように見守っています。



取手地区 三村正明さん

「お変わりないでしょうか」まずはあいさつから

訪問時は「こんにちは、お変わりないでしょうか」とあいさつをして、それから本題に入るようにしています。健康状態の確認も意識し、「今度会ったときにどんなお話ができるかな」と考えながら楽しく活動しています。

「緊急医療情報キット」を配布



各地域の民生委員・児童委員が、65歳以上の一人暮らしの方に緊急医療情報キットを配布しています。かかりつけ医や持病などの医療情報や、緊急連絡先の情報を容器に入れ、冷蔵庫などに保管。万一の救急医療に生かします。



困りごとや心配ごとは、気軽に民生委員・児童委員に相談してください

地域貢献に興味のある方は一緒に活動しませんか

民生委員・児童委員の任期は3年で再任も可能です。令和4年の11月末に全国で一斉改選が行われます。「一緒に活動したい」など、興味のある方は社会福祉課にお問い合わせください。

▶民生委員・児童委員の選任方法

自治会などからの推薦（自薦・他薦）を受け、市・県が国に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

▶どんな人が民生委員・児童委員に選任されるか

社会福祉に熱意がある、地域の実情を把握しているなど、地域住民が安心して相談できる方が選任されます。



茨城県版民生委員・児童委員キャラクター「いばらきミンジー」

■地域福祉を担うボランティア

- ・厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員（任期は3年間）
- ・ボランティアのため無報酬、特別な資格は不要
- ・必ず各地区の「民生委員児童委員協議会」に所属し、仲間とともに協力しながら活動。定例会で情報共有
- ◎民生委員・児童委員には守秘義務があります。